

葉山港の指定管理者募集に係る質問・回答について

平成25年3月22日更新

○ 現地説明会（H25.2.8開催）での質問・回答（7件）

番号	質問	回答
1	現在の葉山港のスタッフの人数を教えてください。	参考資料2「現指定管理者の業務実施体制・運営状況」をご確認ください。
2	会議室の部屋ごとの年間利用状況を教えてください。	参考資料4「利用承認等の状況・利用料収入実績等」をご確認ください。
3	管理事務所2階の研修室の一部を団体に対し県で専用利用承認しているとのことだが、この範囲の維持管理は県が行うという理解でよいか。	当該専用利用エリアの清掃、管理等は指定管理業務に含みませんが、研修室の適正な利用のため、研修室の巡視については指定管理者に行っていただきます。
4	利用者のヨット等の燃料はどういった供給方法となるのか。	燃料給油施設はありません。各利用者に自ら調達していただいております。
5	配布資料の葉山港再整備計画に5つの項目が記載してあるが、県として今後計画として考えていることはあるのか。	葉山港再整備計画に基づく施設整備については概ね終了しており、新たな施設整備の予定は今のところありません。
6	賑わいや人をもっと呼び込んでいきたいという観点から県としての取り組みはあるのか。指定管理者に求めていることがあれば教えてください。	県としての主な取り組みは、みなとまちづくり協議会を設置し、地元商工会等と連携して、年2回イベントを実施していることなどです。 イベント内容は、参考資料8「みなとまちづくりの開催内容について」をご確認ください。 海に親しみのない方にも来ていただくため、体験乗船会などを実施しており、指定管理者にもみなとまちづくり協議会への参画等の協力を求めています。 また、指定管理者に求める視点としては、災害・荒天時対応業務とともに、利用促進のための取組を重視し、選定基準で配点を大きくしています。 審査の視点については、選定基準及び様式2「葉山港指定管理者事業計画書」をご確認ください。
7	現地説明会に参加していない団体も申請可能なのか。	可能です。

○ 3月22日追加回答（10件）

番号	質問	回答
8	評価のうえで、地元自治体や町会、漁協、商工会等への貢献・支持は考慮されないでしょうか。	指定管理者は、漁業者、漁業協同組合、サービス事業者、利用者団体、マリナー事業者等の葉山港で活動している関係団体及び観光協会、周辺の自治会等との総合調整を行うとともに、港湾内における利用秩序の維持に努めていただくこととしており、また、みなとまちづくりの取組も行っていただきますので、ご質問の視点も審査対象となります。（別紙5-16参照）

番号	質問	回答
9	指定管理者は環境ISO14001を取得する必要がありますか。	取得を求めているわけではありませんが、指定管理者は、県の環境マネジメントシステム（ISO14001の規格の要求事項に基づく）に沿って、環境に配慮した指定管理業務の実施に努めていただきます。（募集要項本編P17参照）
10	ネーミングライツは必ず実施されるのでしょうか。この場合、指定管理を受けたとしてもネーミングの権利取得者の名称を使用しなければならないのでしょうか。具体的にいつ頃募集実施となりますか。	葉山港では、現在のところネーミングライツの導入予定はありませんが、導入した場合には、その愛称を使用します。（募集要項本編P23参照）
11	自動車（トヨタプリウス）は現行指定管理者から必ず有償取得しないとイケないのでしょうか。	自動車（トヨタプリウス）は、県が現在の指定管理者から無償譲渡を受ける予定ですので、次期指定管理者が有償取得する必要はありません。
12	港湾施設内に入居する「ヨットサービス」社は、当該施設にどういった権利を有しているのでしょうか。県が賃料を得ているのでしょうか。指定管理者の管理上、支障になることはありませんか。これまでトラブルなどはありませんか。	港湾の設置及び管理等に関する条例に基づき県が専用利用の承認をしています。 当該専用利用に伴う専用利用料は同条例に基づき県が徴収しています。 指定管理者は、当該サービス事業者との総合調整も行っていますが、特段トラブル等の報告はありません。
13	参考資料のうち、現行指定管理者の現状の利用料金収入と自主事業の収入・支出の明細を教えてくださいませんか。	現在は、利用料金制度を導入していないため利用料金収入はありません。 自主事業の収支実績（平成23年度）については、次のとおりです。 収入実績：8,209千円 支出実績：7,709千円 （支出内訳） 人件費3,613千円、事務費255千円、維持管理費3,539千円、消費税及び地方消費税302千円 なお、参考資料3には、自主事業収支は含まれておりません。
14	神奈川県負担となる30万円以上の修繕費用の年間予算を教えてくださいませんか。	修繕の予算については、あらかじめ計画的に行うもの以外に県管理4港湾全体で必要に応じて行うものがあり、年によって港湾ごとに一定ではありません。 なお、平成23年度に県で行った葉山港の修繕実績額は、3,937,500円でした。
15	施設内に入居しているNPO法人の賃料の収受者は誰になるのでしょうか。仮に指定管理者でない場合、清掃等の管理義務はないとの解釈でよろしいでしょうか。	港湾の設置及び管理等に関する条例に基づき県が港湾管理事務所2階の研修室の一部の専用利用の承認をしており、当該専用利用に伴う専用利用料は県が徴収しています。 専用利用エリアの清掃業務は、承認を受けた申請者が行うため指定管理業務には含まれませんが、巡視等の業務は行っていただきます。
16	指定管理者を受任する資格として、同一経営者によるグループ企業が、過去5年以内に脱税等の摘発を受けている場合、公益事業を執行する指定管理者の地位を受任するに適格性がありますか。仮に従前の実績が評価され委託を受任する場合、異議申し立てはできないのでしょうか。	申請資格及び選定に当たっては、申請団体等（申請する法人その他の団体、またはそれらのグループ）について判断しますので、グループ企業の状況については審査の対象とはなりません。 評価は、サービスの向上、管理経費の節減等、団体の業務遂行能力の3つの観点から行いますので、これまでの実績のみで判断するものではありません。 なお、選定行為は指定管理者の指定の準備行為であり、行政不服審査法に基づく異議申し立てはできないものと考えます。
17	当該会社でなくとも、その関連会社において脱税や反社会勢力との関係が取りざたされる方が経営陣にある事業者は、公益性の高い県指定管理者の地位を受任し得るのでしょうか。	申請団体等が、募集要項に記載した申請資格を有しない場合には、指定管理者としての資格を満たしません。